

日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者再教育プログラム運用規程 別表

2025 年 4 月 1 日付施行

処分内容		再教育プログラム			
		認識・行動改善計画書	研修・講習等	面談・ カウンセリング	その他
注意・ 厳重注意		認識・行動改善計画書の 作成・提出 ＜記載内容(例)＞ ①（日本スポーツ協会が 指定した）研修・講習 のまとめ ②課題書籍の概要と感想 ③今回の行為に至った経 緯と行為の内容 ④今回の行為によって生 じた影響 ⑤今回の行為の不適切さ ⑥他に考えられた選択肢 ⑦同様の行為に至らない ために取り組むこと ※ 内容は個別に指定 ※ ①は受講が課せられ た者のみ	—	—	協同認定団体 (NF 等)が課す 内容 ※ 必要に応じ て課すること ができる
資格停止	1 年未満	JSP0 が指定する更新研修や 講習等の受講 ※ 倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※ 最低 3 時間以上 ※ 内容や時間数は個別に指 定	— ※ 推奨はするが 義務とはしな い ※ 行為者の状況 等によっては 協同認定団体 (NF 等)と連携 して面談等を 課す		
	1 年以上 2 年未満	JSP0 が指定する更新研修や 講習等の 2 回以上の受講 ※ 倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※ 最低 3 時間以上/回 ※ 内容や時間数は個別に 指定			
	2 年以上	公認スポーツ指導者養成講 習会共通科目Ⅲの受講 ※ 事前課題(オンラインテ スト)・集合講習会・事 後学習の全課程 ※ 全課程を受講した場合で も共通科目Ⅲの修了者と はならない	面談等 ※ 協同認定団体 (NF 等)と連携 して内容や方 法を決定		
資格取消			専門家による カウンセリング の受診 ※ 内容や回数等 は案件ごとに 調整		

※ 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担

※ 「資格取消」処分を受けた者が公認スポーツ指導者資格を再取得するためには、再教育プログラムとは別途、資格取得のための養成講習会の受講・登録料の支払いが必要